

<AIPPI セミナー開催報告>

A I P P I ・ J A P A N 中国知財セミナー

中国の審査指南改正及び優先審査と集中審査について

- 1) 開催日時：2019年12月12日（木）13：30～17：00
- 2) 会 場：金沢工業大学大学院 虎の門キャンパス 13階 1301 講義室
- 3) 講 演 者：中国国際貿易促進委員会特許商標事務所（CCPIT Patent & Trademark Law Office）
何 騰雲（Tengyun He）氏（業務発展部 部長 中国弁護士・弁理士）
劉 日華（Rihua Liu）氏（機械部 部長補佐 中国弁理士）
- 4) 内容：

(1) 中国審査指南改正に関する解説（講演者：劉 日華 氏）

<主なトピックス>

①実体内容

- ・公知常識：審査官の「公知常識」引用に規制をかけることが改正の目的である。
- ・進歩性：進歩性の判断方法が明確にされ、全体判断のルールが強調された。
- ・人間の胚性幹細胞の適用基準：日増しに高まる幹細胞技術に対する専利保護のニーズに応えた。
- ・GUI 意匠出願：意匠の記載要件の明確化
- ・無効審判：口頭審理において、合議体は最も主要な組み合わせ方式に重点を置いて審査すると考えられる。



②手続き関連

- ・分割出願のタイミング：単一性欠陥解消のために行われる再分割の提出タイミングが明確となった。
- ・分割出願の出願人：分割出願の際に、出願人及び発明者の変更が制限される。
- ・遅延審査：遅延審査を請求すると取下げられない。
- ・優先審査：優先審査が適用される具体的な状況は、専利優先審査管理規則により規定される。
- ・面接：実体審査の過程において、審査官との面接が可能となった。
- ・電話等での議論：議論の範囲が方式問題から実体問題まで拡大され、方法も電話からテレビ電話会議、電子メールにまで充実させた。



(2) 専利優先審査と専利出願集中審査の管理規則に関する解説（講演者：何 騰雲 氏）

<主なトピックス>

専利優先審査管理規則の施行時期及び目的

2017年8月1日から施行。産業構造の最適化・高度化を促進し、国の知財戦略の実施及び知財強国の建設を推進し、イノベーション駆動型発展に寄与し、専利の審査手続を整備する事が目的。

専利出願集中審査管理規則の施行時期及び目的

2019年9月3日公布及び施行。同一の主要技術を利用してパテントポートフォリオを構築する出願のバッチの審査を集中的に実施したいとの公衆のニーズに応え、重点発展産業の専利出願を集中的に審査する制度を整備する事が目的。

①専利出願集中審査の流れ

- ・ 申請人及び専利出願の条件を確認⇒
- ・ 申請人が国家知識産権局に関連書類を送付⇒
- ・ 国家知識産権局が書類を受理し、照合⇒
- ・ 審査部門が集中審査を実施

②集中審査、優先審査の手続きが停止される情状

- ・ 集中審査：申請人が虚偽の資料を提出した。申請人が関連義務を果たさない。審査過程において、正常ではない専利出願であることが判明した。申請人が自ら集中審査の手続きの停止を請求した。
- ・ 優先審査：優先審査申請が同意を得た後、出願人が出願文書に対し補正を申し出た場合。出願人の応答期限が、期限を過ぎた場合。出願人が虚偽の資料を提出した場合。審査過程において、正常ではない専利出願であることが判明した場合など。

③普通審査、集中審査、優先審査の審査期間及びOAの応答期間

- ・ 普通審査：普通審査の審査期間は確定されない。OA1の応答期間は一般的に4か月、OA2以後は一般的に2か月である。
- ・ 集中審査：集中審査に関わる案件数は莫大であり、しかも各案件がそれぞれ異なるので、最長の審査期間は確定されない。集中審査案件のOA応答期間は普通案件のOA応答期間と同じである。
- ・ 優先審査：発明の場合45日以内にOA1が出され、応答期間は2か月で、審査期間は1年。実案・意匠はOA応答期間が15日で審査期間は2か月。審判も短期間になる。



④集中審査と優先審査の相違点

優先審査は質の高い個別案件に注目し、集中審査はパテントポートフォリオを構築する質の高い案件のバッチに注目する。

(3) 中国最高裁判例の紹介（講演者：何 騰雲 氏）

<主なトピックス>

①Dyson Technology Limited（ダイソン社）Vs 蘇州索発電機有限公司（発明専利権侵害紛争案件）

本専利の電源（バッテリー）が専利権侵害被疑製品の電源コードを保護範囲に含むかについて、判断された事件。両者は同じではなく、同等又は均等でもない技術特徴であるため、侵害被疑製品は本専利権の保護範囲に含まれず、発明専利権侵害にならないと最高裁判所は判断し、ダイソン社の再審請求を棄却した。



②蔣小平 Vs 力帆公司等

（発明専利権侵害紛争案件）

権利化段階で出願人の陳述が審査官に否定され、審判でも否定認定が覆されずに他の特徴に基づき権利が認められた場合に、先の出願人の陳述に対する禁反言の適用が争われた事件。最高裁判所は、出願人の陳述は明確に否定されているので禁反言が適用されないとして、江蘇高級裁判所に本件の再審を命じた。



③劉宗貴 Vs 台州豐利萊塑膠有限公司

（発明専利権侵害紛争案件）

圧縮バネとスリーブを要件に含むクレームに、圧縮バネのみでスリーブを持たない被疑製品が侵害するかが争われた事件。最高裁判所は、基本的に同じ技術手段で、技術機能を実現し、技術効果が得られるとして、均等論を適用すべきと判断し、浙江省高級裁判所に本件の再審を命じた。

④瀋陽中鉄公司 Vs ハルビン減速頂

（ダウティ・リターダー）センター

（実用新案専利権侵害紛争案件）

被疑製品の販売者について、製造者を実質的にコントロールしていたと認定し、最高裁判所は連帯賠償責任を認定した一審判決を維持し、二審判決を取り消した。

⑤Q&A

本セミナーは、企業知財部や特許事務所にご勤務の方で中国知財実務に携わっておられる方々にとって、非常に有意義な内容となった。

以上